

# 新型コロナウイルス感染症に関する相談・支援について

新型コロナウイルス感染症により、お困りの方への相談・支援を行っています。  
詳しくは、各担当窓口へお問合せいただくか、市ホームページ等でご確認ください。

(令和4年5月1日時点の情報です)

## 新型コロナウイルス感染症について

発熱・せきなど症状があるとき	かかりつけ医へ電話で相談	
※すぐに受診したいとき	富良野協会病院に電話で相談	☎0167-23-2181
※かかりつけ医がない、相談先が分からないとき	北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	☎0120-501-507
その他、新型コロナウイルス感染症に関する相談	市 保健医療課	☎0167-39-2200

## 税金・保険税・上下水道料金等について

市税・国保税等の納税相談	市 税務課	☎0167-39-2302
後期高齢者医療保険料の減免	市 市民課	☎0167-39-2310
国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	市 市民課	☎0167-39-2310
上下水道料金の支払期限の延長・分割支払い	市 上下水道課	☎0167-39-2317

## 収入の減少等でのお困り事について

<b>総合支援資金</b> 月 20 万円以内で最大 3 ヶ月を貸付します ※単身世帯は月 15 万円以内		
<b>緊急小口資金</b> 一世帯につき、最大 20 万円以内を貸付します	富良野市社会福祉協議会	☎0167-39-2215
<b>住居確保給付金</b> 休業等により収入が減った場合、一定期間家賃を支給します		
<b>生活の困窮に関する相談</b>	富良野市社会福祉協議会 市 福祉課	☎0167-39-2215 ☎0167-39-2211

## こころの相談

北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	☎011-231-4343
こころの健康相談	富良野保健所	☎0167-23-3161
みんなの人権 110 番	旭川地方方法務局	☎0570-003-110

## 事業者の方々の支援等について

<b>雇用調整助成金（国）</b> 一時的な休業等を行い、労働者に対して休業手当を支給し雇用の維持を図った事業者には休業手当の一部を助成します	コールセンター	☎0120-60-3999
<b>事業復活支援金（国）</b> 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者、中小法人で上限最大250万円、個人事業者で上限最大50万円を支給	相談窓口	☎0120-789-140

<p><b>事業再構築補助金（国）</b></p> <p>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等により規模の拡大、事業の再構築に意欲のある中小企業で、2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年又は2020年1～3月の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業（その他要件あり）に対し、企業規模と取組内容に応じて100万円～1.5億円を補助（補助率1/2～3/4）</p> <p>第6回公募応募締切令和4年6月30日</p>	<p>コールセンター</p>	<p>☎0570-012-088</p>
<p><b>小規模事業者持続化補助金（国）</b></p> <p>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組みの経費の一部を補助</p> <p>補助率 2/3 補助上限額 50万円～200万円</p> <p>第8回受付締切令和4年6月3日</p>	<p>補助金事務局</p>	<p>☎03-6632-1502</p>
<p><b>中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金（道）</b></p> <p>2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前、2019年1月1日から2020年3月31日の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している事業者</p> <p>①新事業展開枠 補助率 2/3 以内 補助額 50～100万円 ②販売促進枠 補助率 2/3 以内 補助額上限 30万円</p> <p>5/18申請締め切り、6月上旬審査結果通知</p>	<p>事務局</p>	<p>☎11-804-2385</p>
<p><b>飲食店における感染防止対策の認証制度（第三者認証制度）及びワクチン・検査パッケージ制度の適用登録（道）</b></p> <p>【取得のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗における感染拡大のリスク低減</li> <li>・感染防止対策に取り組んでいることをアピール（道HPで公表）</li> <li>・営業時間や酒類提供に係る制限の緩和、及び利用者の人数制限の緩和</li> </ul>	<p>第三者認証制度コールセンター</p>	<p>☎570-783-816</p>
<p><b>市の融資制度</b></p>		
<p><b>富良野市中小企業振興資金【経営安定サポート資金】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けたと認められる事業者で、かつ経営行動に係る計画を策定した事業者</p> <p>融資限度額 6,000万円 融資期間 10年以内 保証料の全額と当初3年間分の利子の全額を補給</p>	<p>市 商工観光課</p>	<p>☎0167-39-2312</p>
<p><b>新型コロナウイルス対策経営支援臨時貸付金</b></p> <p>コロナ関連給付金や貸付金の振込を受けるまでの、つなぎの運転資金を融資します</p>	<p>富良野商工会議所</p>	<p>☎0167-22-3555</p>

<b>北海道の融資制度（中小企業総合振興資金）</b>		
<b>経営環境変化対応貸付【認定企業】（長期資金）</b> セーフティネット保証 4号又は 5号の認定を受けた中小企業者等 融資金額 2 億円以内、融資期間 10 年以内（うち据置 3 年以内）		
<b>経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）</b> セーフティネット保証 4号又は 5号の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 国が創設した「伴走支援型特別保証制度」に対応した融資メニュー	道 経済部地域経済局中小企業課金 融係	☎011-204-5346
<b>政府系金融機関の融資制度</b>		
<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> 融資限度額（別枠） 中小企業事業 6 億円、国民生活事業 8 千万円 融資期間 20 年以内（うち据置 5 年以内）、3 年目まで実質無利子化	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル	☎0120-154-505
<b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b> 商工会等の経営指導を受けた小規模事業者 別枠 1000 万円の範囲で 3 年目まで実質無利子化 融資期間 10 年以内（うち据置 3 年又は 4 年以内）	富良野商工会議所 山部商工会	☎22-3555 ☎2-2409
<b>商工中金危機対応融資</b> 融資限度額 6 億円、融資期間設備 20 年以内・運転 15 年以内（うち据置 5 年以内） 特別利子補給制度により 3 年目まで実質無利子化	商工組合中央金庫相談窓口	☎0120-542-711